

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月13日

【四半期会計期間】 第112期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 ダイキン工業株式会社

【英訳名】 DAIKIN INDUSTRIES,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 十 河 政 則

【本店の所在の場所】 大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル

【電話番号】 大阪(06)6373-4356

【事務連絡者氏名】 経理財務本部経理グループ長 多 森 久 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南2丁目18番1号JR品川イーストビル

【電話番号】 東京(03)6716-0112

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション室
経営IRグループ担当課長 山 田 香 織

【縦覧に供する場所】 ダイキン工業株式会社東京支社
(東京都港区港南2丁目18番1号JR品川イーストビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第111期 第2四半期 連結累計期間	第112期 第2四半期 連結累計期間	第111期
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	(百万円)	924,945	974,150	1,787,679
経常利益	(百万円)	90,787	114,797	155,570
四半期(当期)純利益	(百万円)	59,128	75,659	92,787
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	107,101	129,656	183,328
純資産額	(百万円)	759,270	943,593	823,858
総資産額	(百万円)	1,915,420	2,122,527	2,011,870
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	203.00	259.34	318.33
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	202.77	259.04	317.94
自己資本比率	(%)	38.6	43.4	39.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	106,585	86,496	179,713
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	45,075	34,790	80,834
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,032	53,874	38,249
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	244,776	269,091	257,295

回次		第111期 第2四半期 連結会計期間	第112期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	107.93	137.09

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていない。
- 3 第112期第1四半期連結会計期間より収益認識基準を変更し、第111期第2四半期連結累計期間、第111期第2四半期連結会計期間及び第111期連結会計年度の関連する主要な経営指標等について遡及適用後の数値を記載している。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はない。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりである。

（空調・冷凍機事業）

（増加）

新設によるもの

アシュア マニュファクチュアリング エルエルシー、アシュア エクステンデッド サービス カンパニー エルエルシー

（減少）

株式売却によるもの

OYL コンエアー インダストリーズ センディリアン バハッド、ヨーク（マレーシア）セールス アンド サービス センディリアン バハッド

（化学事業）

（増加）

該当する事項はない。

（減少）

清算によるもの

大金通信科技（寧波）有限公司

この結果、平成26年9月30日現在では、当社グループの連結子会社は208社、持分法適用関連会社は9社となった。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、事業等のリスクについて新たに発生した事項または重要な変更はない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第1四半期連結会計期間より、会計方針の変更を行っており、前年同期比較及び前年度比較については、遡及適用後の前年同期数値及び前年度数値を用いている。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日～9月30日）の世界経済は、米国では、内需を中心に景気は回復基調にある。欧州景気は緩やかに回復しているが、南欧経済の低迷、失業率の高止まり、ウクライナ情勢の悪化など、景気の下押しリスクは残存している。新興国経済は、中国を中心に景気拡大ペースが鈍化している。わが国経済は、消費税率引き上げ後の反動減により、景気回復の足取りは重いものになっている。

このような事業環境のもと、当社グループは、平成27年度を目標年度とする戦略経営計画“FUSION15（フュージョン・フィフティーン）”の目標達成に向け、中国やアジアなどの新興国での着実な事業拡大、差別化商品の拡販などの重点施策を推進するとともに、収益力の抜本的強化に向けた固定費の削減に全社一丸となって取り組んできた。

当第2四半期連結累計期間の業績については、主力の空調・冷凍機事業において、中国・アジア・アメリカを中心に海外での販売が好調に推移したことに加え、円安による円貨換算額の増加もあり、連結売上高は9,741億50百万円（前年同期比5.3%増）となった。連結営業利益は1,133億82百万円（前年同期比23.2%増）、連結経常利益は1,147億97百万円（前年同期比26.4%増）、連結四半期純利益は756億59百万円（前年同期比28.0%増）となった。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりである。

空調・冷凍機事業

空調・冷凍機事業セグメント合計の売上高は、前年同期比5.5%増の8,843億70百万円となった。営業利益は、前年同期比21.5%増の1,051億54百万円となった。

国内業務用空調機器では、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動はあったが、企業収益の改善等を背景とした設備投資の増加から、業界需要は前期並みとなった。当社グループは、政府補助金制度を活用したビル用マルチエアコン「Ve-Up」シリーズ、平成25年度省エネ大賞を受賞した店舗・オフィス用エアコン『FIVE STAR ZEAS（ファイブスタージラス）』等を中心に、省エネ性を訴求した高付加価値商品の販売拡大に取り組み、前年同期並みの売上高となった。

国内住宅用空調機器では、需要最盛期での天候不順及び消費税率引き上げ後の消費回復の遅れから、業界の出荷は前年同期を下回った。当社グループは、ルームエアコン『うるさら7（セブン）』を中心とした高付加価値商品の販売拡大に取り組んだが、需要減少の影響が大きく、売上高は前年同期を下回った。

欧州では、ユーロ圏経済の足踏みが続いていることに加え、需要最盛期の7月・8月に主力市場の南欧で天候に恵まれなかったこともあり、売上高は前年同期を若干下回った。住宅用空調機器では、欧州で開発したデザイン重視の高級機の販売を拡大したほか、低価格帯のルームエアコンの拡販を継続したが、主力市場の南欧での冷夏影響が大きく、売上高は前年同期を大きく下回った。業務用空調機器では、建築需要が回復基調にあるイギリス・ドイツでの拡販に加え、各国できめ細かな販売店フォローや受注活動を展開し、売上高は前年同期を上回った。また、ヒートポンプ式温水暖房機器でも、環境規制強化による需要拡大をとらえ、主力のフランス市場を中心に大きく販売を伸ばし、売上高は前年同期を上回った。一方、新興国市場では、トルコにおいて省エネ規制発効前の販売店によるノンインバータ機の駆け込み仕入れにより市場流通在庫が過多となっているほか、ウクライナ情勢も影響し、売上高は前年同期を大きく下回った。

中国では、金融引締め政策の影響を受け、政府系や大型不動産物件などの新築物件の市場は低調に推移したが、当社グループは業務用・住宅用空調機器とも、小売り向け販売に注力することで、売上高は前年同期を上回った。特に住宅用マルチエアコンの小売販売網である「プロショップ」では、中国全域で販売店網の拡大と客先の開拓を続けた。大型空調（アプライド）分野は、政府の投資抑制政策により需要の伸びが鈍化する中、ターボ冷凍機やエアハンドリングユニット等の機器販売を拡大した。

アジア・オセアニアでは、オーストラリア・シンガポールでの販売が堅調に推移した。タイでは景気減速と政情不安の中、顧客訪問活動に取り組み、前年同期並みの売上高を確保した。また、販売網強化を進めてきた新興国では、販売伸長著しいベトナムのほか、インドネシア・インドも前年同期から販売を伸ばした。これらの結果、地域全体での売上高は前年同期を上回った。

北米のアプライド分野では、前期並みの需要水準の中、エアハンドリングユニットを中心に機器販売を伸ばし、売上高は前年同期を上回った。住宅用空調市場及びライトコマmercial空調市場（中規模ビル向け業務用空調市場）では、米国北東部を中心とした冷夏の影響もあり、業界需要は前期並みにとどまったが、地域販売店ごとのきめ細かい販売施策の展開によりシェアアップを図り、売上高は前年同期を上回った。

船用事業では、海上コンテナ冷凍装置の需要減少もあり、売上高は前年同期を下回った。

化学事業

化学事業セグメント合計の売上高は、前年同期比4.7%増の666億24百万円、営業利益は、前年同期比46.7%増の72億6百万円となった。

フッ素樹脂は、国内・アジアでは需要が比較的堅調であったことから売上高は前年同期を上回った。一方、中国では電線関係の一部に需要の好調な部分が見られるものの、インフラや鉄道等の全般的な需要が伸び悩み、売上高は前年同期を下回った。米国ではLAN電線用途向け等で需要が伸び悩み、売上高は前年同期を若干下回った。また、フッ素ゴムについては、中国での需要が伸び悩んだものの、欧米・アジアでの自動車需要が好調であったことから、売上高は前年同期を上回った。これらを受けて、フッ素樹脂全体の売上高は前年同期並みとなった。

化成品は、撥水撥油剤の需要がアジアや欧州の衣料用途向けを中心に好調に推移した。タッチパネル等に用いられる表面防汚コーティング剤も需要増により売上高が増加した。また、半導体用のエッチング剤は国内・アジアでの好調な需要に支えられ、売上高は前年同期を上回った。これらを受けて、化成品全体での売上高は前年同期を上回った。

フルオロカーボンガスについては、国内では、消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動影響も含め需要が減少したことにより、売上高は前年同期を下回った。また、中国での販売減も影響し、ガス全体での売上高は前年同期を下回った。

その他事業

その他事業セグメント合計の売上高は、前年同期比1.0%増の231億55百万円となった。営業利益は、前年同期比75.5%増の10億22百万円となった。

産業機械用油圧機器は、国内及び米国市場が堅調に推移し、売上高は前年同期を上回った。建機・車両用油圧機器は、国内主要顧客の国内需要及び海外向け需要とも堅調に推移し、売上高は前年同期を上回った。

特機部門では、在宅酸素医療用機器の販売は堅調に推移したが、防衛省向け砲弾の納入が第3四半期以降に繰り延べとなったことにより、売上高は前年同期から減少した。

電子システム事業では、IT投資が緩やかに増加する中、設計開発分野向けデータベースシステムの販売を伸ばした。

(2) 財政状態の分析

総資産は、2兆1,225億27百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,106億57百万円増加した。流動資産は、受取手形及び売掛金、たな卸資産の増加等により、前連結会計年度末に比べて610億59百万円増加の1兆282億70百万円となった。固定資産は、建設仮勘定及び投資有価証券の時価変動による増加等により、前連結会計年度末に比べて495億98百万円増加の1兆942億57百万円となった。

負債は、長期借入金の減少等により、前連結会計年度末に比べて90億77百万円減少の1兆1,789億34百万円となった。有利子負債比率は、前連結会計年度末の34.5%から31.3%となった。

純資産は、四半期純利益の計上による増加に加え、為替換算調整勘定の変動等により、前連結会計年度末に比べて1,197億34百万円増加の9,435億93百万円となった。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローについては、営業活動では、税金等調整前四半期純利益が増加した一方、たな卸資産の増加幅が増加したこと等により、前年同期に比べて200億88百万円減少し、864億96百万円のキャッシュの増加となった。投資活動では、投資有価証券の取得による支出の減少等により、前年同期に比べて102億84百万円増加し、347億90百万円のキャッシュの減少となった。財務活動では、長期借入金の返済による支出の増加等により、前年同期に比べて488億42百万円減少し、538億74百万円のキャッシュの減少となった。この結果、当第2四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の増減額は、前年同期に比べて470億9百万円減少し、119億96百万円のキャッシュの増加となった。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

《株式会社の支配に関する基本方針》

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号）である「ダイキン・シェアホルダー・リレーションシップ・ポリシー（DAIKIN Shareholder Relationship Policy）」（以下「DSRポリシー」という。）、ならびにこの基本方針を実現するための特別の取り組み（同条同号口（1））について決定した。

DSRポリシーは、当社株式を大量買付する者が現れた場合において、株主のみなさまに十分な情報提供を行うことを目的として当社独自の対応方針を定めたものである。新株予約権や新株の割当てを用いた対抗策は想定しておらず、当社から独立した第三者メンバーで構成された独立委員会が、買付者に対して買付目的や経営方針などの情報提供を求め、内容を十分に検討した上で、一定期間内に株主のみなさまに意見を表明する。株主のみなさまは、独立委員会が表明した意見を参考にしうえて、それぞれご判断いただくことができる内容になっている。

当社は、この対応方針の在り方について、一定期間ごとに見直しているが、昨今の市場環境を鑑みると、DSRポリシーを保持することは重要であると考えている。このような理由から、当社は、平成24年5月10日開催の取締役会において、DSRポリシーの更新について決定した。

(1) 基本方針の内容

当社は、冷媒と空調機器を併せ持つ世界唯一の空調メーカーとして、長年にわたり培ってきた「空調」と「化学」の技術を根幹とする新しい豊かさの創造を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでいる。

空調事業・化学事業等において一段と激化する競争の中にあって、当社グループが持続的な成長を実現していくためには、従来型の発想・取り組みに拘泥することなく、技術革新を核とした新たな需要・市場創造に積極的に挑戦していく姿勢が必要不可欠である。そして、こうした革新・挑戦を担うのは、当社が培ってきた「人を基軸に置いた経営」の下での強いチームワークをはじめとした人と組織の力である。当社は、「最高の信用」「進取の経営」「明朗な人の和」という社是の下、平成14年8月に策定した「グループ経営理念」に基づく思考と行動を徹底しており、これまでの当社グループの発展は、こうした経営理念や従業員と経営陣との深い信頼関係を背景とした強力な人材力にその基礎を置くものである。

加えて、当社グループが中長期的視野に立って飛躍的な成長を維持していくためには、より一層のグローバル化が今後必要不可欠である。こうしたグローバル化のためには、世界各地における強力な生産拠点網・販売網の構築が不可欠であり、それを推進する企業文化を保持していく必要がある。また、環境や社会との共生を図りつつ、真のグローバル企業としての信頼と認知を高めていくことで、世界各地における顧客・取引先・従業員等といった様々なステークホルダーとの信頼関係を維持していくことも、極めて重要である。このように、当社の企業価値は、これまで当社が培ってきた有形無形の財産にその源泉を有するものといえることができる。

これら当社の企業価値の源泉が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大量買付を行う者の下においても、中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになる。したがって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれが、株式の大量買付を行う者の目的等から認められる場合には、そうした大量買付行為は不適切であると考えられる。

さらに、株式の大量買付行為の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもある。当社は、これらの大量買付行為も不適切なものであると考える。

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる大量買付行為であるか否かについて、株主がその提案やそれに対する当社の現経営陣の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切な判断を下すこと（インフォームド・ジャッジメント）を好ましいと考える反面、以上のように、当社の企業価値・株主共同の利益に反するおそれのある大量買付や株主による適切な判断が困難な方法で大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考える。当社取締役会は、こうした考え方を、会社法施行規則第118条第3号の基本方針と位置付け、D S Rポリシーとして決定した。

(2) 基本方針を実現するための当社の取り組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、戦略経営計画“FUSION15（フュージョン・フィフティーン）”を策定し、企業価値の持続的な向上の実現を目指すとともに、当社株式について大量買付行為がなされた際にそれに対する評価が透明性・客観性をもって行われ、国内外の株主や投資者に適切に開示がなされるよう確保していくことが重要であると考えている。

戦略経営計画“FUSION15”の実行による企業価値の向上の取り組み

「真のグローバルエクセレント企業」の実現をめざす“FUSION15”では、そのテーマを「パラダイムシフトの時代を勝ち抜く成長シナリオ」と位置づけ、『時代の変化を成長として取り込む「新成長戦略4テーマ」』、『新たな時代を勝ち抜くための「経営体質革新4テーマ」』、『人を基軸に置いた経営を基盤として「人材力の強化を図る3テーマ」』、の「全社コア戦略11テーマ」を定めている。

これらのテーマの着実な遂行にグループの総力を挙げて取り組むことこそが、当社企業価値の最大化、ひいては株主のみなさまの利益を一層向上させることにつながると考えている。

大量買付行為についての評価の客観性・透明性を確保する取り組み

(a) 手続きの概要

当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われるに際して、これに先立ち、独立性の高い当社社外取締役等からなる独立委員会が、情報収集、その検討及び株主に対する意思表明を行うことが適切であると判断し、そのための手続き（以下「D S Rルール」という。）を設定している。

(b) 手続きの内容

(i) D S Rルールの適用対象

D S Rルールは、以下 または に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、併せて「買付等」という。）がなされる場合に適用される。 または に該当する買付等を行おうとする者（以下「買付者等」という。）には、あらかじめD S Rルールに従っていただくこととする。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(ii) 独立委員会

当社は、D S Rルールにしたがった手続きの進行にあたり買付者がD S Rポリシーに照らして不適切な者でないか否かを客観的に判断するための組織として、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役等で構成される独立委員会を設置する。独立委員会は、買付者等に対する事前の情報提供の要求、買付等の内容の検討・判断、買付等に対する意見の表明等を行うことを予定しており、これにより当社大量買付行為に関する手続きの客観性・合理性・透明性を高めることを目的としている。独立委員会は、上記(i)に定める買付等が判明した後、速やかに招集されるものとする。

(iii) D S Rルールの内容

ア 必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記(i)に定める買付等を行う買付者等に対し、買付等の実行に先立ち、当社に対して、当該買付等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」という。）を提出していただくよう要請する。独立委員会は、合理的な範囲で期限を定めて追加的に情報提供を求めるが、D S Rルール適用対象となる当社株券等の買付、もしくはこれに類似する行為またはその提案があった日から起算して、最長60日間を超えないものとする。

イ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

独立委員会は、買付者等から本必要情報が全て提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（これを留保する旨の意見を含むものとする。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができる。また、独立委員会は、適宜必要と判断した場合には、当社の従業員、労働組合、取引先、顧客等の利害関係者に対しても、意見を求める。

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報を受領してから最長60日間が経過するまでの間（ただし、独立委員会は、下記ウに記載するところにしたがい、これらの期間を最長30日間延長することができるものとする。以下「検討期間」という。）、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。

独立委員会の判断が、企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。

また、独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で、株主のみなさまに対する情報開示を行う。

ウ 独立委員会による意見等の開示

独立委員会は、上記イの検討期間を経た上、買付者等による買付等が、以下にしめす不適切な買付等に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その結果、及びその理由その他当該買付等に関する株主の判断に資すると判断する情報を、株主のみなさまに対し情報開示するものとする。

(不適切な買付等の要件)

D S Rルールを遵守しない買付等である場合

下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ・株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ・当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む。）が当社の企業価値及び株主共同の利益に鑑み不十分または不適切な買付等である場合

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時までには、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を情報開示した上で、買付等の内容の検討等に必要とされる範囲内で、検討期間を最長30日間延長することもできることとする。

() D S Rルールの改廃等

D S Rルールは、平成24年7月1日より発効することとし、有効期間は3年間とする。ただし、当社は、有効期間中であっても、D S Rルールについて随時、再検討を行い、見直すことがあるものとする。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は213億49百万円である。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	293,113,973	293,113,973	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株である。
計	293,113,973	293,113,973		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりである。

決議年月日	平成26年6月27日
新株予約権の数	3,100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	310,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり6,715円(注)1
新株予約権の行使期間	平成28年7月15日～ 平成32年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 8,412円 資本組入額 4,206円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株式の発行または自己株式の移転を行う場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額または処分価額}}{\text{新規発行前または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

- 2 新株予約権の割当を受けた者は、以下の事由が生じたときは、新株予約権を行使することができないものとする。
- 新株予約権の権利行使期間中に、新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、執行役員、専任役員、従業員または当社の子会社の取締役、従業員のいずれの地位も保持しなくなった後1年経過した場合(当該事由が発生した日を含む)。ただし、当該事由が発生した日から1年経過した日(当該事由が発生した日を含む)が新株予約権の権利行使期間を越えた場合は、1年の経過を待たずして当該権利行使期間の満了日をもって、新株予約権の割当を受けた者は新株予約権を行使することができないものとする。また、新株予約権の権利行使期間の開始日が到来する前に、新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、執行役員、専任役員、従業員または当社の子会社の取締役、従業員のいずれの地位も保持しなくなった場合は、新株予約権の権利行使期間初日から1年間に限り、新株予約権の割当を受けた者は新株予約権を行使することができるものとする。
- その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定める。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当する事項はない。

(4) 【ライツプランの内容】

該当する事項はない。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日		293,113		85,032		82,977

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	19,698	6.72
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	15,973	5.45
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	9,000	3.07
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(三井住友信託銀行 再信託分・新日鐵住金(株)退職給 付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,477	2.21
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(三井住友信託銀行 再信託分・農林中央金庫退職給 付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,999	1.71
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	4,900	1.67
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済 営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	4,678	1.60
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,255	1.45
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行(株))	東京都中央区築地7丁目18番24号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	3,595	1.23
BNPパリバ証券(株)	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号グラ ントウキョウノースタワー	3,419	1.17
計		76,996	26.27

(注) 上記の所有株式のうち、日本マスタートラスト信託銀行(株)の19,698千株及び日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の15,973千株、6,477千株、4,999千株、4,255千株は信託業務に係る株式である。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,423,600		
	(相互保有株式) 普通株式 9,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 291,620,600	2,916,206	
単元未満株式	普通株式 60,273		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	293,113,973		
総株主の議決権		2,916,206	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれている。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ダイキン工業(株)	大阪市北区中崎西二丁目 4番12号 梅田センタービル	1,423,600		1,423,600	0.49
(相互保有株式) モリタニ・ダイキン(株)	東京都千代田区神田佐久間 河岸67 MBR99 5階	9,500		9,500	0.00
計		1,433,100		1,433,100	0.49

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はない。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	257,295	269,091
受取手形及び売掛金	317,584	331,569
商品及び製品	218,671	246,451
仕掛品	40,976	45,308
原材料及び貯蔵品	57,912	59,804
その他	81,367	82,951
貸倒引当金	6,598	6,906
流動資産合計	967,211	1,028,270
固定資産		
有形固定資産	299,716	325,357
無形固定資産		
のれん	361,667	361,265
その他	184,089	192,121
無形固定資産合計	545,756	553,387
投資その他の資産		
投資有価証券	158,550	173,387
その他	41,257	43,093
貸倒引当金	622	967
投資その他の資産合計	199,185	215,512
固定資産合計	1,044,659	1,094,257
資産合計	2,011,870	2,122,527
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	162,084	156,651
短期借入金	43,325	40,585
コマーシャル・ペーパー	-	25,000
1年内償還予定の社債	30,000	-
1年内返済予定の長期借入金	65,885	32,096
未払法人税等	17,428	17,776
製品保証引当金	46,112	50,129
その他	168,630	180,986
流動負債合計	533,467	503,226
固定負債		
社債	120,000	140,000
長期借入金	430,475	421,119
退職給付に係る負債	9,975	10,000
その他	94,094	104,588
固定負債合計	654,544	675,708
負債合計	1,188,012	1,178,934

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,032	85,032
資本剰余金	83,549	83,567
利益剰余金	514,093	584,780
自己株式	4,549	5,822
株主資本合計	678,126	747,558
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	40,065	49,268
繰延ヘッジ損益	606	614
為替換算調整勘定	87,938	128,576
退職給付に係る調整累計額	4,882	5,192
その他の包括利益累計額合計	123,727	173,266
新株予約権	841	1,106
少数株主持分	21,162	21,661
純資産合計	823,858	943,593
負債純資産合計	2,011,870	2,122,527

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	924,945	974,150
売上原価	629,496	636,061
売上総利益	295,449	338,089
販売費及び一般管理費	1 203,443	1 224,707
営業利益	92,006	113,382
営業外収益		
受取利息	1,772	2,618
受取配当金	1,227	1,761
持分法による投資利益	580	411
為替差益	-	1,289
その他	1,190	2,823
営業外収益合計	4,771	8,904
営業外費用		
支払利息	4,438	4,597
為替差損	333	-
その他	1,218	2,892
営業外費用合計	5,989	7,489
経常利益	90,787	114,797
特別利益		
固定資産処分益	106	-
土地売却益	157	-
投資有価証券売却益	33	-
新株予約権戻入益	208	100
特別利益合計	506	100
特別損失		
固定資産処分損	-	125
投資有価証券評価損	1,182	-
災害による損失	606	-
その他	11	6
特別損失合計	1,800	132
税金等調整前四半期純利益	89,493	114,766
法人税等	27,491	36,113
少数株主損益調整前四半期純利益	62,001	78,653
少数株主利益	2,872	2,993
四半期純利益	59,128	75,659

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	62,001	78,653
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	16,435	9,203
繰延ヘッジ損益	1,932	7
為替換算調整勘定	25,041	42,909
退職給付に係る調整額	-	309
持分法適用会社に対する持分相当額	1,691	808
その他の包括利益合計	45,099	51,003
四半期包括利益	107,101	129,656
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	103,147	125,135
少数株主に係る四半期包括利益	3,953	4,521

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	89,493	114,766
減価償却費	26,459	24,892
のれん償却額	11,934	12,309
貸倒引当金の増減額(は減少)	320	502
受取利息及び受取配当金	2,999	4,379
支払利息	4,438	4,597
持分法による投資損益(は益)	580	411
固定資産処分損益(は益)	106	125
投資有価証券売却損益(は益)	32	-
投資有価証券評価損益(は益)	1,182	-
売上債権の増減額(は増加)	19,117	4,611
たな卸資産の増減額(は増加)	3,071	25,179
仕入債務の増減額(は減少)	3,992	8,787
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,800	-
前払年金費用の増減額(は増加)	771	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	244
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	297
その他	17,352	5,039
小計	129,650	118,320
利息及び配当金の受取額	3,273	4,932
利息の支払額	4,642	4,869
法人税等の支払額	21,695	31,887
営業活動によるキャッシュ・フロー	106,585	86,496
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	26,679	35,181
有形固定資産の売却による収入	851	659
投資有価証券の取得による支出	17,697	683
投資有価証券の売却による収入	56	-
事業譲受による支出	409	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,172	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	1,793
その他	23	1,378
投資活動によるキャッシュ・フロー	45,075	34,790

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	4,932	21,766
長期借入れによる収入	0	5,001
長期借入金の返済による支出	4,033	57,949
社債の発行による収入	-	19,904
社債の償還による支出	-	30,000
配当金の支払額	5,240	7,878
少数株主への配当金の支払額	1,065	2,135
少数株主からの払込みによる収入	105	-
その他	269	2,584
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,032	53,874
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,528	14,164
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	59,006	11,996
現金及び現金同等物の期首残高	185,571	257,295
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	198	200
現金及び現金同等物の四半期末残高	244,776	269,091

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年9月30日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第2四半期連結累計期間における連結子会社の増減は、次のとおりである。
(増加)	新設によるもの アシュア マニユファクチュアリング エルエルシー、アシュア エクステンデッド サービス カンパニー エルエルシー
(減少)	清算によるもの 大金通信科技(寧波)有限公司 株式売却によるもの OYL コンエアー インダストリーズ センディリアン パハッド、ヨーク(マレーシア)セールス ア ンド サービス センディリアン パハッド
	変更後の連結子会社の数 208社
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	該当する事項はない。
(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった、ピーティー ダイキン アプライド ソリューションズ インドネシア他1社については同日現在の財務諸表を使用し連結決算日との間に生じた取引については、連結 上必要な調整を行っていたが、同社が決算日を3月31日に変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間 は平成26年1月1日から平成26年3月31日までの3か月分の損益について利益剰余金で調整し連結してい る。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が4,787百万円増加し、利益剰余金が3,064百万円増加している。また、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微である。

(収益認識基準の変更)

当社及び国内連結子会社は、従来、主として出荷基準により収益を認識していたが、第1四半期連結会計期間より契約条件等に基づき納品日等に収益を認識する方法に変更している。

当社グループにおいては、当社及び国内連結子会社が主として出荷基準により収益を認識する一方、海外連結子会社は国際会計基準・米国会計基準に従って契約条件に基づき納品日等に収益を認識し、国内外で異なる基準を採用していた。しかしながら、近年の当社グループの海外における更なる事業拡大を契機として収益認識基準を見直した結果、これを統一することがグループの経営管理上重要であるとの判断に至った。

これに伴い、日本公認会計士協会 会計制度委員会研究報告第13号「我が国の収益認識に関する研究報告(中間報告)」を参考として、当社及び国内連結子会社の収益認識基準を検討した結果、契約条件等に基づき納品日等に認識する方法に統一することがより適切であると判断し、システム対応及び業務管理体制が整った第1四半期連結会計期間より収益認識基準を統一することとした。

なお、前年四半期及び前連結会計年度については、当該会計方針変更を遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第2四半期連結累計期間の売上高は3,370百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ1,282百万円増加している。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金は1,397百万円減少している。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法)を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当社グループにおいては、平成27年度を目標年度とする戦略経営計画“FUSION15”において、海外における更なる事業拡大を目指し、グローバル最適地生産体制の更なる発展や消費者ニーズの多様化に対応した新製品の開発に注力する方針である。この方針により、海外拠点への生産移管を進め、国内は国内需要に合わせた生産体制の見直しに伴い設備や部材の汎用化を進めており、研究開発設備への投資も増加させている。この結果、国内における設備は長期安定的に使用されることが見込まれるため、定額法による減価償却方法の方が設備の使用実態を適切に反映することができる判断され、また、定額法を採用する在外連結子会社との会計処理統一を図り経営管理の精度の向上にも資することから、変更を行ったものである。

この変更により、従来の方によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の減価償却費が2,082百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ1,465百万円増加している。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年9月30日)	
1. 税金費用の計算	当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用している。ただし、当該見積実効税率を用いて計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法を採用している。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	4,452百万円	6,013百万円

2 手形債権流動化に伴う買戻義務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
手形債権流動化に伴う買戻義務	1,237百万円	1,354百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	3百万円	982百万円
製品保証引当金繰入額	45,537百万円	50,129百万円
役員及び従業員給与手当	63,970百万円	68,622百万円
退職給付費用	4,194百万円	2,474百万円
のれん償却額	11,934百万円	12,309百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金	244,776百万円	269,091百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	百万円	百万円
現金及び現金同等物	244,776百万円	269,091百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,240	18	平成25年3月31日	平成25年6月28日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	利益剰余金	6,705	23	平成25年9月30日	平成25年12月3日

3 株主資本の著しい変動

該当する事項はない。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,878	27	平成26年3月31日	平成26年6月30日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,667	40	平成26年9月30日	平成26年12月3日

3 株主資本の著しい変動

該当する事項はない。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注) 3
	空調・冷凍機 事業	化学事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	838,360	63,649	902,010	22,935	924,945		924,945
セグメント間の内部 売上高又は振替高	429	3,557	3,986	189	4,176	4,176	
計	838,790	67,206	905,996	23,125	929,122	4,176	924,945
セグメント利益	86,515	4,910	91,425	582	92,008	1	92,006

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、油機事業、特機事業、電子システム事業を含んでいる。

2 セグメント利益の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去である。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当する事項はない。

(のれんの金額の重要な変動)

該当する事項はない。

(重要な負ののれん発生益)

該当する事項はない。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	空調・冷凍機 事業	化学事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	884,370	66,624	950,995	23,155	974,150		974,150
セグメント間の内部 売上高又は振替高	338	3,911	4,249	206	4,456	4,456	
計	884,709	70,535	955,244	23,362	978,606	4,456	974,150
セグメント利益	105,154	7,206	112,360	1,022	113,383	1	113,382

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、油機事業、特機事業、電子システム事業を含んでいる。

2 セグメント利益の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去である。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当する事項はない。

(のれんの金額の重要な変動)

該当する事項はない。

(重要な負ののれん発生益)

該当する事項はない。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

(収益認識基準の変更)

会計方針の変更に記載のとおり、当社及び国内連結子会社については第1四半期連結会計期間から出荷基準により収益を認識する方法から納品日等に認識する方法に変更している。

前第2四半期連結累計期間については、当該会計方針を遡及適用後のセグメント情報となっており、遡及適用を行う前と比較して空調・冷凍機事業において売上高が2,855百万円増加し、セグメント利益が1,135百万円増加している。化学事業において売上高が751百万円増加し、セグメント利益が262百万円増加している。その他事業において売上高が235百万円減少し、セグメント利益が114百万円減少している。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、当社及び国内連結子会社については第1四半期連結会計期間より有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

この変更により、従来の方によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益は空調・冷凍機事業が886百万円、化学事業が494百万円、その他事業が84百万円それぞれ増加している。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はない。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	203円00銭	259円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	59,128	75,659
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	59,128	75,659
普通株式の期中平均株式数(千株)	291,279	291,737
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	202円77銭	259円04銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	333	333
(うち新株予約権方式ストック・オプション(千株))	(333)	(333)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 会計方針の変更に記載のとおり、当社及び国内連結子会社については第1四半期連結会計期間より収益認識基準を変更したため、前第2四半期連結累計期間については遡及適用後の数値を記載している。

(重要な後発事象)

該当する事項はない。

2 【その他】

平成26年11月11日に開催した取締役会において、当期の中間配当につき、次のとおり決議した。

総額 11,667,613,000円
 1株当たりの額 40円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月11日

ダイキン工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	免	和	久	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板	垣	雄	士	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	原	伸	一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイキン工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイキン工業株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。